

平成25年7月後期定例会 議事録

(1/5)

- ・開催日時 平成25年7月18日（木曜日）8時57分～10時3分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成25年7月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成25年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

1 試験区分（職種）、採用予定者数

- ① 民間企業等職務経験者（行政） 15名程度
- ② JICAボランティア等経験者（行政） 1名程度

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

① 民間企業等職務経験者

(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた者

(2) 県外に本社を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における職務経験が平成25年7月末日現在で通算して5年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

② JICAボランティア等経験者

(1) 昭和49年4月2日以降に生まれた者

(2) 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊等における活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が平成25年7月末日現在直近7年間で通算して2年以上ある者

なお、この場合における活動経験は次のとおりとする。

- ア 開発途上国・地域において1か月以上継続して活動していた経験（留学、研修の期間を除く）。
 - イ 活動経験が複数の場合には、通算することとするが、少なくとも1回は1年以上継続した活動を含むこととする。
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

書類選考を行う。

ア 書類選考

職務（活動）経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

イ 第1次試験合格者の決定

職務（活動）経験、実績等について審査し、採用予定者数を考慮して、高点順に決定し、10月11日（金）に発表を行う。

(2) 第2次試験

論文試験、面接試験及び適性検査を行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評定し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

4 第2次試験合格者（最終合格者）の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、それぞれの試験区分ごとに採用予定者数を考慮して、第2次試験の得点を合計した高点順に決定し、平成25年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者、アピールシートの内容に虚偽又は不正の事実が判明した場合は不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

第2次試験合格者（最終合格者）については、5の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

① 民間企業等職務経験者

平成25年8月5日（月）9時〔JST〕から9月6日（金）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

② JICAボランティア等経験者

平成25年8月5日（月）9時〔JST〕から9月27日（金）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

- (1) 第1次試験 受付期間終了後に書類選考を行う。
- (2) 第2次試験 平成25年11月上旬(予定) 佐賀市

9 採用候補者名簿の効力

平成26年4月1日から1年間とする。

3 平成25年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

1 選考職種及び採用予定者数

行政 2名程度

2 受験資格

次の(1)～(6)のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (2) 介護者なしに職務の遂行が可能な者
- (3) 佐賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者
- (5) 平成26年4月1日現在で満18歳以上30歳未満の者
(昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者)
- (6) 日本国籍を有し、次の地方公務員法第16条各号の欠格事由に該当しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の方法及び評価

選考は第1次選考及び第2次選考に分けて行い、第2次選考は第1次選考の合格者について行う。

(1) 第1次選考

教養試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とする。問題数は40問で200点満点とし、時間は2時間とする。

イ 第1次選考合格者の決定

教養試験の合格基準点以上の得点を有する者について、採用予定者数を考慮して高点順に決定し、平成25年10月6日(日)に発表を行う。

(2) 第2次選考

作文試験及び面接試験を行う。

ア 作文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

イ 面接試験

複数の面接員の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

4 最終合格者の決定

第2次選考のすべての試験科目に合格となった者について、第1次選考及び第2次選考（作文試験及び面接試験）それぞれの得点を合計した総合得点（600点満点）により、採用予定者数を考慮して、高点順に最終合格者を決定し、平成25年10月下旬に発表を行う。

なお、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等についての調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用選考合格者名簿への登載、通知

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載し、任命権者へ通知する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

- (1) インターネット申込 平成25年8月19日（月）9時から9月6日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。
- (2) 持参による申込 平成25年8月19日（月）から9月6日（金）までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (3) 郵送による申込 平成25年8月19日（月）から9月6日（金）までとする。
ただし、9月6日（金）の消印があるものまでを有効とする。

8 選考の期日及び場所

- (1) 第1次選考 平成25年10月6日（日）午前
佐賀県立地域生活リハビリセンター
（佐賀市神野東二丁目6番10号 佐賀県駅北館1階）
- (2) 第2次選考 平成25年10月6日（日）午後
同上

4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、地域生活支援事業実施要綱が改正されたことに伴い、小学校に就学している子を養育する職員が早出遅出勤務をすることができる事由について、所要の改正を行う。

（施行期日 公布の日）

(改正の内容)

第3条の7中「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改めることとした。(第3条の7関係)

5 職員の採用選考について

佐賀県知事から職員の採用選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおりに合格とすることを決定した。

【説明】

- ・課長級1名
- ・平成25年8月1日付け発令予定

○その他

1 行事予定について